

指名停止措置を行いました

～「独占禁止法違反行為」～

北海道開発局は、本町化学工業株式会社及び株式会社クラレに対し、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、指名停止 1 か月～4 か月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第 2 第 5 号に該当）

公正取引委員会は、特定活性炭の販売業者に対し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為（特定活性炭について、供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようにすることにより、特定活性炭の取引分野における競争を実質的に制限していた。）を行っていたとして、令和元年 1 月 22 日、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため、指名停止を行うものです。

※株式会社クラレについては、課徴金減免制度が適用されていることから、指名停止期間を短縮しています。

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
本町化学工業株式会社	東京都足立区中央本町一丁目 2 番 1 1 号
株式会社クラレ	岡山県倉敷市酒津 1 6 2 1 番地

2. 指名停止措置期間：

本町化学工業株式会社 令和 2 年 1 月 31 日～令和 2 年 5 月 30 日（4 か月）

株式会社クラレ 令和 2 年 1 月 31 日～令和 2 年 2 月 29 日（1 か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第 2 第 5 号

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当局の所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第 12 号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2 カ月以上 9 カ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311
開発監理部 会計課 会計指導官 武田 雅義（内線5703）
開発監理部 会計課 開発事務専門官 護所野 潤郎（内線5833）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>